平成２年４月１日から同年７月31日まで	111
平成２年８月１日から平成３年７月31日まで	114
平成３年８月１日から平成４年７月31日まで	111
平成４年８月１日から平成５年７月31日まで	107
平成５年８月１日から平成６年７月31日まで	104
平成６年８月１日から平成７年７月31日まで	103
平成７年８月１日から平成８年７月31日まで	101
平成８年８月１日から平成９年７月31日まで	99
平成９年８月１日から平成10年７月31日まで	98
平成10年８月１日から平成11年７月31日まで	97
平成11年８月１日から平成12年７月31日まで	97
平成12年８月１日から平成13年７月31日まで	97
平成13年８月１日から平成14年７月31日まで	96
平成14年８月１日から平成15年７月31日まで	97
平成15年８月１日から平成16年７月31日まで	98
平成16年８月１日から平成17年７月31日まで	98
平成17年８月１日から平成18年７月31日まで	98
平成18年８月１日から平成19年７月31日まで	98
平成19年８月１日から平成20年７月31日まで	98
平成20年８月１日から平成21年７月31日まで	98
平成21年８月１日から平成22年７月31日まで	98
平成22年８月１日から平成23年７月31日まで	100

備考

１　この表及び備考において「遺族補償年金等」とは遺族補償年金若しくは遺族年金又は障害補償年金若しくは障害年金をいい、「遺族補償年金前払一時金等」とは遺族補償年金前払一時金若しくは遺族年金前払一時金又は障害補償年金前払一時金若しくは障害年金前払一時金をいう。

２　平成２年７月31日以前の期間に係る遺族補償年金等又は同日以前に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等が支給された場合におけるこの表の適用については、同表中「支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間」とあるのは、「労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日の属する期間（支給された遺族補償年金等の額が労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成２年法律第40号）第１条の規定による改正前の労働者災害補償保険法（以下「旧法」という。）第64条の規定又は労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和55年法律第104号。以下「改正法」という。）附則第10条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和40年法律第130号）附則第41条の規定若しくは改正法附則第11条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和48年法律第85号）附則第３条の規定により改定されたものである場合には、当該改定後の額を遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度（４月１日から翌年３月31日までをいう。以下同じ。）の前年度の属する期間とし、支給された遺族補償年金前払一時金等の額が旧法第65条の規定により改定されたものである場合には、当該改定に際して支給されるものとみなされる遺族補償年金等についてその改定後の額を当該遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度の前年度の属する期間とする。）」とする。

３　平成２年８月１日以後の期間に係る遺族補償年金等又は同日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等（その支給の対象とされた月又は支給すべき事由が生じた月が労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日（以下「算定事由発生日」という。）（平成22年４月１日前のものに限る。）の属する年度の翌年度の７月以前にあるものに限る。）については、算定事由発生日の属する年度の翌年度の８月を当該遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月とみなして、この表を適用する。

４　算定事由発生日が平成22年４月１日以後である場合は、支給された遺族補償年金等又は遺族補償年金前払一時金等の額に乗ずべき率を100％とする。

○東北地方整備局告示第百三十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年七月二十五日

東北地方整備局長　徳山日出男

第１　起業者の名称　山形県

第２　事業の種類　山形県立鶴岡病院改築整備事業並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　山形県鶴岡市茅原字草見鶴地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、山形県鶴岡市茅原字草見鶴地内を起業地とする「山形県立鶴岡病院改築整備事業並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち「山形県立鶴岡病院改築整備事業」（以下「本体事業」という。）は、地方公共団体が設置する病院に関する事業であり、法第３条第24号に掲げる事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される農業用道路及び農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる土地改良区が設置する農業用道路及び農業用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、山形県が山形県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年山形県条例第59号）により設置した山形県立鶴岡病院事業に係る病院を整備するものであり、また、病院の開設にあたっては、医療法（昭和23年法律第205号）第７条第１項の規定により、開設地の都道府県知事の許可（以下「開設許可」という。）を要するところ、山形県知事から本件事業に係る病院についての開設許可を与える見込みである旨の意見があることから、起業者は本件事業を遂行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

山形県病院事業は、県民の健康保持に必要な医療を提供するため、平成23年５月末現在で４箇所の病院を運営している。